

十日町市外国人介護人材社宅支援補助金の概要

十日町市内で不足する介護人材の確保を図るため、外国人従業員の居住を目的とした社宅の賃借又は整備に要した経費の一部を補助します。

1 補助対象者

十日町市内に介護サービス事業所を開設している法人

＜次に掲げる事業を除く＞

- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・特定（介護予防）福祉用具販売

2 補助対象経費

法人が申請年度内に支払った外国人従業員が居住する社宅の賃借料又は整備費
＜要件等＞

- ・賃借料は、社宅1戸当たりの月額賃料から入居者負担額を差し引き、入居月数を乗じた額とする。
- ・過去に当該補助金の支給対象となった社宅は、補助対象外とする。

3 補助対象外経費

- ・消費税及び地方消費税

4 補助金額

(1) 賃借料

補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）

社宅1戸当たり上限12万円

(2) 整備費

社宅1戸当たり上限12万円

(3) 共通

1法人当たり年間上限30万円

5 手続きの流れ

①交付申請 (申請者)	・交付申請書に必要書類を添えて市へ提出してください。
②交付決定 (市)	・申請内容の審査及び補助金の交付可否を決定し、申請者へ通知します。
③実績報告 (申請者)	・交付決定を受けた年度の3月15日までに実績報告書に必要書類を添えて市へ提出してください。
④額の確定 (市)	・実績内容の審査及び補助金の額を確定し、申請者へ通知します。
⑤請 求 (申請者)	・確定通知書の内容を確認し、請求書を提出してください。
⑥支払い (市)	・請求書に基づき支払いを行います。

6 留意事項

- ・補助金の交付申請及び変更交付申請は、交付要綱をよく確認してから行ってください。
- ・本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で順次交付決定を行います。予算の上限に達した場合は、受付を締め切りますのでご了承ください。

7 交付要綱及び様式

- ・十日町市外国人介護人材社宅支援補助金交付要綱
- ・（様式第1号）交付申請書
- ・（添付書類）社宅の詳細及び補助対象経費の内訳
- ・（様式第3号）変更交付申請書
- ・（様式第5号）実績報告書
- ・（様式第7号）請求書

8 問合せ先及び提出先

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 市民福祉部 福祉課 介護保険係
電 話：025-757-3757（直通）
F A X：025-757-3800
E-mail：t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp